

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 山下・竹内

(電話) 06-6949-6448

令和7年8月8日

トラック事業者に対する事業停止処分の実施について

今般、下記の通り、一般貨物自動車運送事業者に対する貨物自動車運送事業法第33条(※)の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の事業停止処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 処分年月日: 令和7年8月8日

処分内容: 一般貨物自動車運送事業の事業停止33日間及び、
事業用自動車の使用停止290日車(5両×58日)

2. 事業者名: 有限会社市村興業(法人番号 7122002010677)

事業者住所: 大阪府東大阪市豊浦町10番2号

代表者: 市村 信幸

営業所: 本社営業所(大阪府東大阪市豊浦町10番2号)

保有車両数: 10両

3. 監査の概要

公安委員会からの通報を端緒に、大阪運輸支局が令和6年10月16日に本社営業所に対して監査を実施した結果、事業用自動車の名義貸しや酒気帯び状態での事業用自動車の乗務、酒気帯び運転の業務にかかる点呼未実施、点検基準に基づく定期点検整備未実施などの貨物自動車運送事業法違反が判明しました。

4. 違反の内容

①事業用自動車の名義貸し

(貨物自動車運送事業法第28条第1項)

(「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年10月1日付、近運自監公示第14号、近運技保公示第9号)記5事業停止処分(1)⑥)

②過労運転の防止措置義務違反（勤務時間の超過）

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 1 項第 1 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 4 項）

③過労運転の防止措置義務違反（酒気帯び状態での乗務）

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 1 項第 1 号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 5 項）

④定期点検整備の実施違反（3 か月点検未実施）

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 1 項第 2 号）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 3）

（道路運送車両法第 48 条）

⑤整備管理者の研修受講違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 1 項第 2 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 5）

⑥点呼の実施違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 4 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項、第 2 項）

⑦酒気帯び運転の業務にかかる点呼実施違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 4 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 1 項）

⑧点呼の記録違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 4 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項）

⑨業務の記録違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 4 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 8 条）

⑩運行記録計による記録違反

（貨物自動車運送事業法第 15 条第 4 項）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9 条）

⑪初任運転者に係る指導監督違反

(貨物自動車運送事業法第15条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

⑫運行管理者補助者の要件違反

(貨物自動車運送事業法第16条第1項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)

※⑪が事業停止30日に該当、②～⑫の合計が使用停止320日車に該当

輸送の安全にかかる日車が270日車以上となったため、3日間の事業停止を付加し、相当日車数を差し引いている。

(3日×営業所配置車両数10両＝30日)

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋

第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第1項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条第1号、第2号、第7号又は第8号に該当するに至ったとき。

配布先
青灯クラブ
陸運記者会（トラック部会）